

日本外科代謝栄養学会教育指導医制度規則

第1章 総則

第1条 (目的)

この制度は、外科・救急およびその関連領域で診療にあたる医師の専門的な知識と技能を高めることにより、代謝・栄養学および侵襲学における教育、臨床および研究の充実をはかり、これらの分野の進歩と国民医療の向上に貢献することを目的とする。

第2条 (制度の概略)

第1条の目的を達成するために日本外科代謝栄養学会(以下本学会と略記)教育指導医をおく。

2. 本学会教育指導医は、外科・救急およびその関連領域での代謝・栄養学および侵襲学の高度な学識を有し、医師、医療スタッフへの教育、啓発活動を行う際の指導的役割を果たし得る者とする。

第2章 指導医制度委員会

第3条 (委員会の設置)

本学会は第1条の目的を達成するために指導医制度委員会をおく。

第4条 (業務)

指導医制度委員会はこの規則によって以下の業務を行う。

1. 指導医制度に関する諸問題の検討。
2. 教育指導医の認定のための審査。

第3章 教育指導医の申請資格

第5条 (申請資格)

教育指導医の認定を申請する者(以下申請者と略記)は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

1. 日本国の医師免許証を有すること。
2. 本学会評議員または評議員経験者であること。
3. 代謝・栄養学および侵襲学領域の英文論文10編、そのうち3編は筆頭著者またはcorresponding authorであること。
4. 代謝・栄養学および侵襲学に関連する学会の指導医相当の経験を有すること。

(例：日本外科学会指導医、日本救急医学会指導医等)

5. 以下の項目のうち5つ以上の業績を有すること。そのうち、本学会誌への論文掲載および本学会学術集会での発表歴もしくは司会・座長歴は必須とする。
 - I. 『外科と代謝・栄養』誌への論文掲載(筆頭、共著は問わない)
 - II. 本学会学術集会での発表歴(筆頭、共同演者は問わない)もしくは司会・座長歴
 - III. 本学会教育セミナー、NST 医師教育セミナーの講師歴

第4章 教育指導医の認定方法

第6条 (申請方法)

申請者は次の各号に定める申請書類1通を指導医制度委員会に提出する。

1. 教育指導医申請書
2. 履歴書
3. 医師免許証(写)
4. 代謝・栄養学および侵襲学に関連する学会の、指導医相当の認定証(写)
5. 業績目録及び証明書類(なお、論文については別刷または全文のコピー、発表については抄録のコピー)

第7条 (審査)

申請者については、指導医制度委員会が毎年1回申請書類により申請者の教育指導医としての適否を判定する。

第8条（認定証の交付）

理事長は指導医制度委員会が認めた者に対して理事会の議を経て、認定料の納付を確認の後、教育指導医認定証を交付する。

第5章 教育指導医の資格喪失

第9条（資格喪失）

次に掲げる各号に該当する者は、指導医制度委員会ならびに理事会の議を経て、教育指導医の資格を喪失する。

1. 本人の辞退。
2. 会員資格の喪失。
3. 申請書の虚偽記載。
4. その他、教育指導医として不相当と理事会が判断した者。

第6章 規則の変更

第10条（規則の変更）

この規則の変更については、指導医制度委員会ならびに理事会および評議員会の議決を要する。

（附則）

1. 本規則は平成27年7月6日より施行する。
（平成28年7月6日 一部改正）
（平成29年7月5日 一部改正）